

議案第 77 号

松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例の一部改正について

松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例（平成 17 年松阪市条例第 341 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例の一部を改正する条例

松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例（平成 17 年松阪市条例第 341 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表中「

施設名	利用区分	利用料金
本館	1 泊 大人 1 人	4,400 円以上 6,600 円以内
	〃 小人 1 人	3,850 円以上 5,770 円以内
	貸室 2 時間以内	2,200 円以上 3,300 円以内
	〃 1 時間増すごとに	550 円以上 820 円以内
	入湯料 大人 1 人	220 円以上 330 円以内
	〃 小人 1 人	110 円以上 160 円以内
テニスコート	昼間 1 面 2 時間以内	1,100 円以上 1,650 円以内
	夜間 1 面 1 時間以内	1,100 円以上 1,650 円以内
木工教室・陶芸教室		実費相当額

備考

- 1 利用時間については、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 小人は、3歳から12歳までとする。

」を「

施設名	利用区分	利用料金
本館	1泊 1人	7,700円以内
	貸室 2時間以内	3,850円以内
	入湯料 1人	380円以内
テニスコート	照明なし 1面 1時間以内	960円以内
	照明あり 1面 1時間以内	1,920円以内
木工教室・陶芸教室		実費相当額

備考

利用時間については、準備及び原状回復に要する時間を含む。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。